

令和 7 年 度

あつはらこども園のしおり



学校法人渡辺学園

あつはらこども園のあゆみ

昭和 23 年 12 月、佛教立鷹岡保育園が鷹岡地区唯一の保育園として認可されました。昭和 28 年には、国道 139 号線（大月線）が完成し、自動車交通量が激しくなり、鷹岡保育園へ通園する道路北側の園児たちには困難が生じました。

昭和 39 年鷹岡保育園は、運営を佛教立から鷹岡町に移管し、鷹岡町立鷹岡保育園となりました。同年 4 月 1 日、道路北側地区の保護者らの要望等により現在地に鷹岡町立厚原保育園が木造平屋建で設立されました。

昭和 41 年 11 月には、鷹岡町、富士市、吉原市が合併し富士市が発足。富士市立厚原保育園と改称されました。昭和 60 年、富士市第二次総合計画、老朽化施設改修事業の改築対象園として、全面改築が行われ、昭和 61 年 3 月現在の鉄筋 2 階建の厚原保育園園舎が誕生しました。改築にあたっては、子ども達にこの絵を見て空想力と冒険心を養ってほしいと制作者の願いのもと、園舎玄関上部の壁に厚原保育園の園児が、四季折々の自然の中で楽しく、元気に遊ぶ姿が描かれています。

平成 30 年少子化、女性の社会進出に伴う保育ニーズの高まり等の社会情勢の変化等「富士市公立教育・保育施設再配置計画」により、厚原保育園も再配置計画の対象となり、鷹岡地区で昭和 44 年より幼児教育に携わっている、「学校法人渡辺学園」に運営移管されることとなりました。

令和 7 年 4 月 1 日より、「学校法人渡辺学園あつはらこども園（幼保連携型認定こども園）」として新たにスタートします。

保護者の皆様へ

「あつはらこども園」は、これまでの富士市立厚原保育園が行ってきた保育を基礎とし、遊び、行事、生活の仕方などを継続していき、子ども達、保護者の皆様が安心して過ごせるように保育していきます。また、子ども一人ひとりの主体性を大事にし、遊びを通して、心豊かにたくましく成長していけるように心をひとつにして保育していきます。どうぞよろしくお願いします。

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- 認定こども園は、保護者が就労等から要件が変わったとしても、2 号から 1 号に転籍することで継続して園に通うことができます。

令和7年度 あつはらこども園 グランドデザイン

《園児の実態》

- ・挨拶ができる
- ・絵本を読むことや見ることが好き
- ・体を動かすことが好き
- ・小さい子に優しい
- ・物を大切に扱うことや片づける事が苦手

《保護者の実態》

- ・祖父母の協力が得やすい家庭が多い
- ・保育園の活動に信頼を寄せてくれている

《地域の実態》

- ・ハザードマップ上では、災害危険区域には該当しない。
- ・商業施設、金融関係、病院、公園などがそろっており、生活がしやすい。



【園目標】

心もからだも元気な子

【重点目標】

考えてよく遊ぶ子

【各学年の目標】

《0歳たんぽぽ組》

- 機嫌よく、食べ・飲み・寝て・遊ぶ

《1歳もも組》

- 保育者や友達とよく遊び、自分の思いを出す

《2歳ちゅうりっぷ組》

- 保育者や友達のしていることに興味をもって、好きな遊びを楽しむ

《3歳すみれ組》

- 友達と一緒に関わりながら、いろいろな遊びを楽しむ

《4歳ひまわり組》

- 新しい事に取り組み、友達と一緒に考え、工夫して遊ぶことを楽しむ

《5歳こすもす組》

- 友達と考えや思いを伝え合い、試行錯誤して遊びを楽しむ

《保育理念》

『心豊かで
たくましい子の育成』

《めざす子どもの像》

- ・げんきでよく遊ぶ子
- ・自分で考える子
- ・心の優しい子



【研修テーマ】

子どもの主体性を育む保育環境

～「もう一回!」「まだやりたい!」「次はこうしよう!」ドキドキ・ワクワク遊べる環境構成の工夫～

【具体的な方策】

★ 自ら遊びたくなる環境づくり ★

- 子どもが自分で選ぶ場所・玩具・遊具・教材など
- 子どもが目で見えてわかる玩具や道具の場所の設定
- 子どもが遊びの続きができる時間・場所・玩具の保障
- 人と関わり模倣・挑戦する遊びの積み重ね

★ 五感を刺激する環境づくり ★

- 本物に触れる体験
- 自然に触れる活動
- 季節に合った遊びの提供
- 食育活動

こどもまんなか

★ 家庭・地域との連携 ★

- 小学校・幼稚園・こども園との交流
- 親子遠足や園外散歩
- 地域行事への参加（さくら祭り・文化祭など）
- クラスだよりやドキュメントの配信・掲示・回覧
- 保育参加・保育参観
- 未就園児への子育て支援

★ こどもの姿の読み取り ★

- エピソード記録やリフレクションシートを活用した研修
- 日々の振り返り
- 乳児部・幼児部に分かれての保育についての対話
- 園内研修の充実

★ 安心できる環境づくり ★

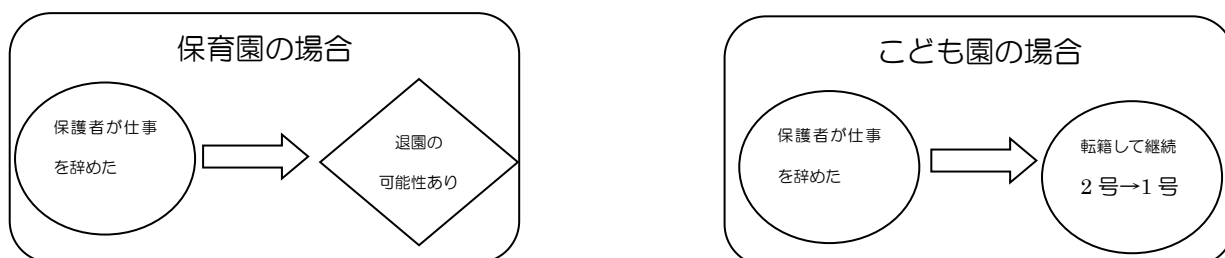
『 受容 ・ 共感 ・ 応答 』
(子どものありのままを受け止め、思いに共感し、こたえる)

✿たかおかこども園と交流

✿園小接続の取り組み

こども園について

こども園は児童福祉施設（保育園）と幼児教育施設（幼稚園）の機能を備えた施設です。
保護者の就労条件が変わったとしても、1号・2号の申請を変更することで同じ園に継続して通うことができます。



教育・保育給付認定と転籍について

○認定区分は保育部と幼稚園に分かれます

	保育部		幼稚園	
認定区分	2号認定	3号認定	1号認定	新2号
年齢	年少～就学前まで	生後5か月～2歳児まで	年少～就学前まで	年少～就学前まで
時間認定	【短時間認定】 【標準時間認定】 保育の必要量に応じて市が決定します	【短時間認定】 【標準時間認定】 保育の必要量に応じて市が決定します	—	—
入園条件	保護者の就労又は疾病など、家庭において保育を必要とする子供	保護者の就労又は疾病など、家庭において保育を必要とする子供	2号からの転籍	1号からの転籍 保護者の就労又は疾病など、家庭において保育を必要とする子供

※申請と富士市の承認により2号と1号の転籍ができます。

1 あつはらこども園概要

所在地	〒419-0201 富士市厚原754番地の1	
認可年月日	新たな認可は令和7年3月を予定しています。	
定員	令和6年度140名→来年度の定員は令和7年2月の子ども子育て会議で決定	
電話番号	TEL 0545(71)1577 FAX 0545(71)4326 携帯 080-5227-0998 (電話番号は名義変更で引き継ぐ予定です)	
職員構成	園長 主任保育士 クラス担当保育士 クラス外フリー保育士	給食調理員 保育サポート員 保育補助者（早番・遅番・休憩対応など）
クラス構成	0歳児（産休明けから） たんぽぽ組 1歳児 もも1・2組 2歳児 ちゅうりっぷ1・2組 3歳児（年少） すみれ1・2組 4歳児（年中） ひまわり組 5歳児（年長） こすもす組	

2 保育時間および開園時間

「保育時間」および「開園時間」は、下記の通りです。

開園時間	月～金	土
	7:00～19:00	7:00～18:00

	保育部		幼稚園部	
認定区分	2号認定	3号認定	1号認定	新2号
年齢	年少～就学前まで	生後5か月～2歳児まで	年少～就学前まで	年少～就学前まで
保育時間	【短時間認定】 8:30～16:29 【標準時間認定】 7:00～17:59	【短時間認定】 8:30～16:29 【標準時間認定】 7:00～17:59	8:30～15:29	8:30～15:29
超過保育 (別料金)	【短時間認定】 7:00～8:29 16:30～17:59	【短時間認定】 7:00～8:29 16:30～17:59	15:30～16:59	15:30～16:59
延長保育 (別料金)	18:00～19:00	18:00～19:00	—	—
土曜保育	事前申し出制 【短時間認定】 8:30～16:29 【標準時間認定】 7:00～17:59	事前申し出制 【短時間認定】 8:30～16:29 【標準時間認定】 7:00～17:59	—	—
入園条件	保護者の就労又は疾病など、家庭において保育を必要とする子供	保護者の就労又は疾病など、家庭において保育を必要とする子供	2号からの転籍	1号からの転籍 保護者の就労又は疾病など、家庭において保育を必要とする子供
休日	・日曜、祝日 ・年末年始	・日曜、祝日 ・年末年始	・土曜日 ・日曜・祝日 ・長期休業中	・土曜日 ・日曜・祝日 ・長期休業中

＊18:00以降の延長保育時間・土曜保育日は、安全確保のために正面玄関を施錠します。

園庭にまわっていただき、すみれ1組のテラス側が出入口となります。

＜土曜一日保育＞

原則として土曜日に就労している保護者のお子さんを対象とし、事前申し出制です。3歳以上児は別途利用回数に応じた給食費が発生します。キャンセルについては、食材準備の関係から、前日までに直接職員に連絡をしてください。

＜教育時間認定（1号認定）の長期休暇＞

転籍により教育時間認定となった方は、夏休み・冬休み・春休みがあります。年間行事予定にてお知らせします。

長期休暇中に保育を希望される方は、預かり保育（別料金）となります。

3 行事

<保育行事>

令和6年度実施行事：誕生会、防災訓練、運動参観、交通教室等を実施予定です

<健康行事>

内科検診（年2回）、歯科検診・眼科検診（年1回）身体測定（毎月）

4 毎月の保育料等実費徴収について

<毎月5日の集金について>

保育料等実費徴収の納入方法は、口座振替です。

口座振替日は毎月5日となります。振替日が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日となります。

なお、残高不足等により振替が出来なかった場合は、園まで現金でお持ちください。

※物価等の影響により変動する場合があります。

※3号認定の保育料は、富士市が決定します。

毎月5日集金 (口座振替)	保育部		幼稚部	
認定区分	2号認定	3号認定	1号認定	新2号認定
保育料	0円	個別保育料	0円	0円
給食費	5,500円 (うち500円は補助)	0円	3,850円 (うち350円が補助)	3,850円 (うち350円が補助)
主食費	500円 (うち500円は市が負担)	0円	500円 (うち500円は市が負担)	500円 (うち500円は市が負担)
合計	6,000円 (うち1,000円は補助)	個別保育料	4,350円 (うち850円は市が負担)	4,350円 (うち850円は市が負担)

<封筒での集金について>

延長保育、土曜保育等は利用した分の実費を集金します。

園で集計後に封筒を配布しますので、封筒に現金を入れてお持ちください。

利用負担 (封筒集金)	保育部			
認定区分	2号認定		3号認定	
	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定
延長保育 ～8時29分 16時30分～	50円／30分	—	50円／30分	—
延長保育 18時～	200円／回	200円／回	200円／回	200円／回
土曜保育 給食代	270円／食	270円／食	—	—

利用負担 (封筒集金)	幼稚部	
認定区分	1号認定	新2号認定
おやつ代	60円／食	60円／食
超過保育 15時30分～ 16時59分	450円／回	450円／回 (うち450円補助)
長期休暇 保育料 8時30分～ 15時30分	650円／回	650円／回 (うち450円補助)

5 保育用品の注文について

保育用品の注文は、新年度の注文と必要物品は随時注文を取ります。

登園、降園の際に注文書と金額をお持ちいただき注文となります。

保育用品が園に届きしだい、お渡しという流れになります。

保育用品の金額は別紙をご確認ください。

6 入園について

毎月1日入園となります。

原則2号、3号の方のみ入園できます。

1号の方は、ご家庭の都合等で2号、3号で入園された方が転籍された場合に在籍することとします。

<2号・3号の入園基準について>

入園基準は富士市公立保育園の入園基準と同じ基準です。

要件に該当する方の中から、富士市が入園者を決定します。

- 1 就 労・・・家庭の外で仕事をしており、保育が出来ない場合。または家庭内で家事以外の仕事をしており、保育が出来ない場合。
- 2 出 産・・・妊娠中であるか出産後間がない。（産前3か月から産後8週経過月の月末まで）
- 3 病 気 ・ 障 害・・・病気または心身に障害がある。
- 4 介 護 ・ 看 護・・・同居または長期入院している親族の介護・看護をしている。
- 5 災 害 復 旧・・・震災、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている。
- 6 求 職 活 動・・・求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。
- 7 就 学・・・学校に在籍している又は職業訓練を受けている。
（いずれも月16日以上、1日4時間以上の就学が必要）
- 8 虐 待 ・ D V・・・児童虐待、児童虐待のおそれがあると認められる。配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められる。
- 9 育 児 休 業・・・育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である。
- 10 特例による場合・・・市長が認め前各号に類する状態にある。

<慣らし保育について（2号・3号の新入園児・転園児）>

初めての集団生活を受けることは、お子さんにとって大きな不安が伴いがちです。

園生活にスムーズに慣れていけるよう、ご協力をよろしくお願いします。

	保 育 時 間
1日目	8：30 ～ 10：30
2日目	8：30 ～ 12：00（昼食後まで）
3日目	8：30 ～ 15：30（午睡・おやつ後まで）

※お子さんの様子によって、慣らし保育期間が延びることもあります

6 退園について<2号、3号の方の退園について>

1 保護者のいずれかが仕事を辞めてしまう等、入園基準に該当しなくなった場合は、退園となります。

年少～年長クラスの方で入園基準に該当しなくなった場合は、教育時間認定に転籍をすることができます。

2 市外に転出した場合も退園となります。ただし、継続したい場合は転出先の市町村の保育園担当課に入園申込をする必要があります。お早めに、園と富士市保育幼稚園課と転出先の市町村役場等にご相談ください。

3 月末で退園する場合は、「退所届」に必要事項を記入し、15日までに園まで提出して下さい。

9 給 食

健康は、子どものしあわせな生活の基本です。

栄養士が立てた献立により、調理員がその日に配達された材料で、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たくして、安全で素材の味を活かしたおいしい食事を作っています。また、彩りや盛り付けにも気を配っています。展示食をご覧いただけるようにしています。

毎月配信する献立表は、毎日確認するようにしてください。

また、園では食育として、食事を大切な保育の一つとして考えています。

	午 前 お や つ	給 食	午 後 の お や つ
3 歳 未 満	牛乳または麦茶	主食、副食	牛乳または麦茶、手作りおやつ、菓子、果物等
3歳以上	な し	主食、副食	牛乳または麦茶、手作りおやつ、菓子、果物等

検 食	調理完了後、園児が食べる前に園長等が検食し、異常のないことを確認します。 量・味・盛り付け・組み合わせ・異物・異味・異臭・食器の清潔を調べます。
ミ ル ク 離 乳 食	一人ひとりの状態にあった食事（ミルク・離乳食）を、家庭との連携をもとに、担任・園長・調理員が話し合って進めます。舌（動かし方や味覚等）の基礎を育てる大事な時です。 素材の味を活かした離乳食を手作りしています。また、卵や牛乳などは、食してよい時期になると、家庭で1ヶ月程試して頂き、異常がないことが確認されてから、園の給食として提供するようにしています。 未摂取食品についても聞き取りをしながら、家庭と園とで進めていきます。
牛 乳	乳児は毎日100cc（午前か午後のおやつに飲みます）。 幼児は140cc。その日の献立により、ヨーグルト・麦茶など、飲み物が変わることがあります。
除去食（食物アレルギー）	食物アレルギーのため、医師の指示により除去食が必要な場合は、医師の“証明”が必要です。また「生活管理指導表」が提出された場合、指定された食物を除去、または代替の品物を用意します。（「証明書」は園にあります。）
クッキング保育	“食育”の一環として、子どもに体験してほしい内容について年間計画を立て年齢ごとに、季節や時期に合った体験を提供します。 材料を混ぜ合わせるなどのミニクッキング、年長児を中心に本物の包丁や火を使って調理をする経験も計画しています。また、その経験が年中児へ引き継がれていきます。 実体験の喜びや食べ物、生きることへの興味を伝えたい大切な保育の一つです。

＜食物にアレルギーのある園児への対応について＞

食物にアレルギーがある場合、医師の診断により除去食が必要とされた方については、その内容のわかるもの（生活管理指導表）を提出してもらい、対応を検討させていただきます。

成長期にありますので、医師の診断に基づかない除去食については対応しかねます。

病状の変化に伴い治療法も変化すると思われますので、定期的な受診もさせていただきます。

10 健康について

子どもの健康健康状態やご家庭での様子について保育者にお伝えください。

<体調不良の時>

体調の悪い時は欠席させてください。（園に9時までに必ず連絡をお願いします。）

保育時間中に発熱などの異常を認めた場合は連絡しますので、お迎えをお願いいたします。

<健康の記録>

子どもの健康の記録として「けんこう手帳」を使用します。

<感染症に罹った時>

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。他の子どもへの感染を防止する為、次の病気と診断されましたら、家庭での保育をお願いいたします。なお、家庭保育の目安は記載のとおりですが、登園の際には『意見書（医師記入）』か『登園届（保護者記入）』を提出してください。

「けんこう手帳」の中に『意見書（医師記入）』や『登園届（保護者記入）』も記載されています。

◎医師が記入した『意見書』が必要な感染症

下記の感染症について『意見書』が必要となるため、「けんこう手帳」に記入をしてもらい、提出をお願いします。

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| ② 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| ③ 流行性耳下腺炎
（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| ④ 風疹（三日ばしか） | 発しんが消失するまで |
| ⑤ 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| ⑥ 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| ⑦ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種感染症 | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで |

注：下記の第一種感染症も医師が記入した『意見書』が必要です

ペスト、ジフテリア、ポリオ、痘そう、クリミア・コンゴ出血熱、エボラ出血熱
南米出血熱、ラッサ熱、マールブルグ病、重症急性呼吸器症候群（SARS）
鳥インフルエンザ

◎インフルエンザは、発病した5日後を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

◎「インフルエンザ経過報告書」を保護者が記入し、園に提出してください。

書式は園から受け取る、または市のウェブサイトよりダウンロードして、保護者が記入後に園に提出してください。

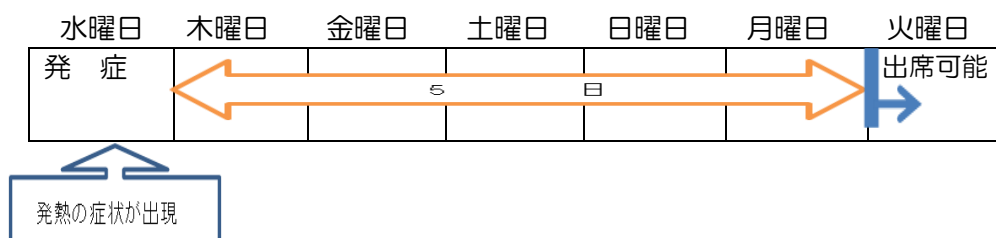
<出席停止期間の数え方について>

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります。（図）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解 熱	1	2	3	出席可能	

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。



◎『登園届』（登園時、保護者が記入するもの）が必要な感染症

『登園届』が必要となるため、「けんこう手帳」に記入し、提出をお願いします。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ① 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| ② マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| ③ 手足口病 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ④ 伝染性紅斑（りんご病） | 全身状態が良いこと |
| ⑤ ウイルス性胃腸炎 | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ⑥ ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ⑦ RSウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| ⑧ 帯状疱疹 | すべての発疹がかさぶたになること |
| ⑨ 突発性発疹 | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

◎ノロ・RSウイルスの検査は、年齢制限があり、保険診療できないことがあります。

4 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、インフルエンザと同様の扱いとなります。経過観察書を提出していただきます。

1.1 与薬（投薬）について…基本的にはお預かりしていません。

『やむをえず』の場合は与薬に関する手続きが必要になります。※ 別紙「与薬に関する手紙」参照
※風邪薬は預かることができません。

1.2 予防接種を受けた後の保育について…家庭保育をお願いします。

1.3 安全対策について

＜保育中の人数確認について＞

子どもの安全を確保するために、保育室から戸外・トイレ・遊戯室等に移動する時、園外活動の時には、担任等が人数把握をしていきます。

＜暴風警報発令時について＞

登園前に台風等による暴風警報が発令されている場合は、自宅待機をするなど安全確保に努めてください。ただし、事情により登園される場合はやむを得ません。

また、登園後に暴風警報等が発令されて危険が予測されるときは、電話にてお迎えをお願いすることがあります。

＜地震に関する対応について＞

A 市内に震度5弱以上の突発地震が発生した場合

- ①すぐに迎えに来て下さい。
- ② 登園する前に地震が発生した場合は、連絡があるまで登園しないでください。

B 発生後のこども園の対応

- ①保護者が来るまでお子さんとこども園でお待ちしています。
- ③ 園からの情報（園児の安否、保育の再開等）は、「キッズダイアリー」等でお知らせします。

＜事故等が発生した場合について＞

事故等の発生には細心の注意を払っていますが、集団での保育となりますので、万一、事故等が発生した場合には、応急処置を行い、状況によっては指定医等へお連れします。

ただし、翌日以降の指定医等への送迎は特別の場合を除き行いません。

＜独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業について＞

登園、降園の途中や保育時間内におきた事故に対して、医療費等の給付が行われる独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業を利用しています。1人当たりの共済掛金は年額365円前後で、そのうちの約240円前後を保護者の皆様に負担していただき、残額を園で負担しています。

なお、医療費共済給付金の入金については、口座振込となります。

1.4 個人情報の公開承諾について

保護者の皆様に園でのお子様の様子や日々の成長をお知らせしていくことを目的とし、日常の保育や行事の様子などの写真を園内に掲示したり、園のホームページ上、または外部団体媒体等で公開したりしたいと考えています。

そのため、個人情報承諾書の提出をお願いしています。

1.5 虐待の報告について

児童福祉法に基づいて、こどもの様子を見守る中で「虐待」を発見した場合だけでなく、「虐待の疑い」がある段階でも、富士市こども家庭課または児童相談所に通告する義務があります。

こどもが、ご家庭などで怪我をした場合は、登園の際に、保育者に怪我の状況等についてお知らせくださいますようお願いいたします。

1.6 非常災害の時

こども園では「地震」「火災」「台風」「不審者」等の避難訓練を年間計画に従って、月1回～2回実施しています。避難訓練は事前予告なく行う月もあります。特に地震、火災の非常時には、電話などの使用が不可能となり、連絡がつかないことも考えられます。万一に備え、保護者に代わって迎えに来られる人を決めておきましょう。また、緊急連絡先は、確実に迎えに来られる人を決めておきましょう。園からの連絡は「キッズダイアリー」を使用します。

第一避難場所・・・「こども園の園庭」 第二避難場所・・・「朝日児童遊び場」

こども園の園庭	倒壊した物でケガをしないよう、園庭の中央で避難しています。急に大地震が起きた場合、避難が長期化しても、基本は園庭でお待ちします。もちろん、常に子どもの側に職員がついて、不安を最小限にして、お迎えがくるまでお預かりしています。
---------	--

1.7 保育参加日

こども園では、『保育参加日』を設けています。期間内の中で都合の良い日を事前に知らせていただき、その日は、こども園でのお子さんの友達との関わり、あそび、必要に応じて食事の様子などの生活の姿

や、保育者の関わり方、ことば掛けなどを見たり、一緒に遊んだり、お手伝いをしていただくなど、お子さんと一緒に楽しくお過ごしください。お子さんも保護者の方と一緒にこども園で過ごすことを楽しみにしています。都合をつけてぜひおいでください。

1.8 苦情解決について

こども園が提供するサービスについての意見・要望など適切かつ迅速に解決するため、お気軽にご相談ください。なお、「苦情・意見・要望箱」も設置してありますので、書面での申し出もできます。苦情受付担当＝主任保育士、苦情解決責任者＝園長

※廊下にポスターを掲示してあります。「苦情・意見・要望箱」は、1階もも1組横に設置してあります。

その他の薬等の扱いについて

※ホクナリンテープ（気管支拡張貼付薬）・虫除けテープ等は、はがれ落ちてしまった時に、口に入れてしまう危険性があり、扱いには十分注意が必要です。貼って登園した時には必ず伝えてください。

※虫よけスプレーや日焼け止めクリームは、園では使用していません。

1.9 住所・世帯・就労先の変更について

住所、世帯構成員に変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書兼記載内容変更届」を提出してください。世帯状況の変更により保育料を見直す場合があります。特に婚姻・離婚等により世帯構成が変わった場合は、至急「教育・保育給付認定変更申請書兼記載内容変更届」を提出してください。世帯の変更により保育料が増額となる場合は、変更した時点にさかのぼり、保育料の差額を徴収することとなりますのでご了承ください。

両親の就労先に変更があった場合は、「就労証明書」の用紙に新しい就労先で証明を受け、園まで提出してください。

2.0 登降園について

- 送り迎えは、約束の時間をお守りください。迎えの時間と迎え予定者、遅刻や欠席などアプリの連絡は8：30までをお願いします。8：30以降の連絡は9：00までにお電話してください。連絡がない時は園から電話にて確認させていただきます。
- お迎え予定の人や時間が『キッズダイアリー』と違う場合は、必ず保護者より園に連絡をください。
- 送り迎えの際は一人ひとりのQRコードを使い登降園の時刻を専用機械で自動読み取りをしています。「QRコードの読み取り」のほかキッズダイアリーにて「降園予定時間」「健康チェック表」の入力をしてください。
 - * 『登園時間』とは、お子さんと一緒に園に入ってきた時の時刻となります。
 - * 『降園時間』とは、お子さんと一緒に園を出る時の時刻となります。
 - * 登降園時はお子様と必ず手をつなぎ、危険の無いようにしましょう。
 - * QRコードの読み取りは必ず保護者が行ってください。
- 子どもだけで駐車場から一人で来るということがないようにしてください。また、門の開け閉めは、大人が行うようにしてください。登降園時には、カラー帽子をかぶり、安全を守るようにしましょう。
- 時間帯により駐車場が混雑します。お互いに譲り合い安全確認をお願いします。また、乗降車の際、お子さん自身のドア開閉等が事故やトラブルにもつながりやすいのでご配慮ください。
- 車での送迎は、すみやかにお願いします。駐車場では決められた位置に駐車してください。車から

離れる際は、必ずエンジンを止め、施錠（ロック）をお願いします。また、貴重品は車内に置かずに送り迎えをお願いします。

- 体調が悪い時は欠席させてください。朝の状態はとても大切な目安です。「朝食をとってこない」「いつもより食欲がない」「何となくいつもと違う」という場合は、必ず早番の職員に伝えておいてください。
- 保育中に発熱や下痢、嘔吐、咳等のあきらかにいつもと違う症状や事故怪我等により体に異常が生じた時には、連絡を入れ様子を伝えさせてもらいます。その後の対応について、その時にご相談させていただきたいので、連絡先は明確にしてください。
- まだ体調が十分でない時の登園については、保護者の判断で決めてください。「子どもが行きたいと言ったから」と、子どもの主張で決めるのではなく、保護者の責任で判断してください。

☆登園や降園の時の心くばり

気持ちのよい朝のスタートを！
快い一日を過ごすには、朝起きてから登園するまでの気分の良し悪しが決め手となります。
次のことを守り、気持ちのよいスタートができるようにしましょう。

- 夜は早めに寝かせ、朝は快い気分で起きられるようにしてあげましょう。
前の晩に夜更かしをすると、起床時刻が遅くなり、せきたてたりすることになります。
- 着替え、歯磨き、洗顔、整髪をすませましょう。
- 朝食は、子どもにとって一日のエネルギーの源となります。できるだけ時間を取り、よくかんで食べられるようにしましょう。
- 排便は習慣です。小さい時から心がけ身につくようにしましょう。
- ゆとりをもって、ゆったりと登園する気持ちが大切です。出かける前に忘れ物はないか、余分なものを持っていないかもよく確認してください。
- 子どもはお家の方のお迎えを心待ちにしています。せかしたりしないで、温かいことばをかけてあげながら楽しい気分でご帰宅しましょう。

☆あいさつや正しいことばを

おはよう、こんにちは、さようなら、ありがとう などのあいさつ、「はい」という元気な返事などは生活していく上で大切な言葉です。大人がすすんで正しいことばを使うように心がけましょう。

☆健康な生活

- 寒くなると、つい厚着をさせてしまいがちです。皮膚をきたえることが丈夫な子どもに育つ大切な条件です。薄着の習慣をつけ、活動しやすいよう心がけましょう。また、着脱しやすい服、肌のために素材も気をつけてあげてください。

☆衛生・清潔

- 給食前やおやつ前の手洗い後に手指消毒をしています。
- 園や遊びから帰ったら、すすんで「うがい」「手洗い」をする習慣をつけましょう。
- 朝晩は、必ず歯を磨くようにしましょう。一日の終わりに家族で磨く等、親子のふれあいも大切にしながら習慣化させましょう。
- つめをのばしておくことは、衛生面や安全面からもよくありません。伸びすぎないうちに切ってあ

てください。また、つめを切りながら、ホッとする親子の時間（関係）をもってあげましょう。

- 毎日使うハンカチ、手拭きタオル、口拭きタオル、エプロン、巾着袋など経年劣化による汚れが目立ってきたら子どもたちが気持ちよく使えるようにきれいな物と交換しましょう。

こども園では、大勢の友だちと遊んだり、生活したりする中で多くのことを学びます。

また、家庭では、家族との温かいふれあいや、近隣社会とのつながりの中で、生活の基礎が育ちます。

家庭とこども園とが、それぞれの役割を十分認め合い、お互いの理解と信頼の上で、保育をすすめていきましょう。わからないこと、困ったことがありましたら園長をはじめ職員に遠慮なくおたずねください。

こども園の一日

※この一例は、基本的なものだけを挙げています。保育実施日によって保育内容が異なります。

（0歳児）

午 前	登園
	健康観察、検温
	キッズダイアリー確認
	授乳・水分補給
午 後	あそび
	給食（離乳食・授乳）
	午睡
	検温
後	おやつ
	あそび
	降園

（1・2歳児）

午 前	登園
	健康観察
	キッズダイアリー確認
	水分補給
午 後	あそび
	給食
	午睡
	検温
後	おやつ
	あそび
	降園

（3歳児）

午 前	登園
	健康観察、キッズダイアリー確認
	あそび
	給食
午 後	午睡
	おやつ
	あそび
	降園

（4・5歳児）

午 前	登園
	健康観察、キッズダイアリー確認
	あそび
	給食
午 後	午睡（夏期）
	おやつ
	あそび
	降園